

# 神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)

(新)	(旧)
第1条～第4条 (略)  (センター長) 第5条 センター長は、理学研究科の教授をもって充てる。  2 センター長は、センターの事業を総括する。 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>4 センター長の任期は、その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることができないものとする。</u>	第1条～第4条 (略)  (センター長) 第5条 センター長は、理学研究科の <u>専任</u> 教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの事業を総括する。 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(副センター長) 第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。 <u>ただし、センター長と副センター長のうちいずれか1人は専任教授とする。</u>  2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。 3 副センターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	(副センター長) 第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。 2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。 3 副センターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
第7条～第14条 (略)  <u>附 則(平成 年 月 日)</u> <u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u>	第7条～第14条 (略)

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究中心設置要項一部改正理由書  
惑星科学研究中心の運営体制見直しのため、所要の改正を行うものである。

)

)